

『平成18年度施策実施状況調書』

施策名		(施策13) 行政手続制度の適正かつ円滑な運用			担当部局名	行政管理局 行政手続・制度 調査室		
施策の概要		行政の透明性の向上と信頼性の確保を図るための国の行政手続制度として、 ①行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定める行政手続法（平成5年法律第88号）、 ②規制の設定又は改廃に係る政省令等を策定する過程における手続を定める「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）、 ③民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについて予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できる手続を定めた「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）が整備されている。国の行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するためには、これらの法律等が適正かつ円滑に運用されていく必要がある。このため、これらの法律等の施行状況を主な指標として設定する。						
主な指標の状況		主な指標等		目標値	目標年度	15年度	16年度	17年度
		行政手続法の施行状況		—	—	平成16年度末の国の行政機関における ①審査基準の設定率：本省等80.6%、地方支分部局93.5% ②標準処理期間の設定率：本省等64.7%、地方支分部局86.6% ③処分基準の設定率：本省等67.7%、地方支分部局79.7% (本省等：20機関、地方支分部局：34機関(抽出))		
		規制の設定又は改廃に係る意見提出手続の実施状況		—	—	閣議決定 対象案件 501件 対象外案件 249件	閣議決定 対象案件 486件 対象外案件 370件	閣議決定 対象案件 611件 対象外案件 493件
		法令適用事前確認手続の実施状況		—	—	20件	23件	集計中
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要		15年度	16年度	17年度	
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要					
改正行政手続法の施行に向けた準備		行政運営における公正の確保と透明性の確保を図るため、命令等を定める手続に関し共通する事項を定めた「行政手続法の一部を改正する法律」が平成17年6月に公布され、平成18年4月1日より施行されることとなった。 これに伴い、意見公募手続の実施を義務付けない特例を定める行政手続法施行令の改正、意見公募手続及びその結果の公示を行う方法について定める総務省告示の制定、意見公募手続等の運用に当たって留意すべき事項をまとめた行政管理局長通知の発出(各府省等官房長等宛て)等を行った。 また、各省説明会を開催(平成18年2月)した(各府省等から各2~3名、全都道府県から各1~2名、合計約120名程度参加)。						
	行政手続法の特例審査の実施	一般法たる行政手続法の規定をそのまま適用することが適切でない処分等について、個別法で特例措置を規定する際に、案の段階でその理由・内容等が適切であるかどうかの審査を実施した。						

『平成18年度施策実施状況調書』

		項目	概要		
施策の主な実施手段の状況	情報提供等を主とするもの、その他	行政手続法の施行状況調査の実施	平成17年度に、行政手続法の施行状況調査を実施し、各府省等の行政手続法適用対象処分に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況、これらを公にしている状況・方法、聴聞・弁明手続の状況、行政指導の状況などについて調査した(結果の公表は、平成18年度)。		
		行政手続法の周知	行政手続法の内容の周知をより一層徹底するため、行政手続法普及啓発用ブックレット(処分、不利益処分、行政指導、届出編)の作成(国民向け)、行政手続法研修用DVDの作成(行政機関職員向け)、総務省ホームページにおける行政手続法Q&Aや照会窓口の掲載等を行った。		
		規制の設定又は改廃に係る意見提出手続の実施状況調査の実施	規制の設定又は改廃に係る意見提出手続について、各府省等における実施状況(実施件数、実施内容(意見募集期間、提出された意見の数、周知の方法等))などを調査し、その結果を総務省記者クラブへの資料配布及び総務省ホームページへの掲載により公表した。また、各府省等から提出された調査票をそのまま冊子として取りまとめ、各機関等に配布した。		
		法令適用事前確認手続の実施状況調査の実施	法令適用事前確認手続について、各府省等における実施状況(実施件数、実施内容(具体的案件の内容、回答までに要した日数等))などを調査し、その結果を総務省記者クラブへの資料配布及び総務省ホームページへの掲載により公表した。		
		行政手続制度に関する疑義照会への対応	行政手続法、規制の設定又は改廃に係る意見提出手続、法令適用事前確認手続などに関する各府省等及び国民からの電話、文書等による疑義照会に対応した。		
(業務改善への取組状況)					
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況)		予	制	事
	引き続き、行政手続法の適正かつ円滑な運用を確保する必要がある。特に、行政手続法の施行状況調査で明らかになった実態を踏まえ、審査基準が未設定となっている状況の解消に向けた取組みや、インターネット上での審査基準等の公表の推進に向けた取組みを一層効果的なものとしていくことが課題である。				
	「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の趣旨を引き継ぎ、「行政手続法の一部を改正する法律」(平成17年法律第73号)により規定された意見公募手続等の適正かつ円滑な運用を確保していくため、各府省における同手続の実施状況をフォローアップするとともに、同手続の周知活動を続けていく必要がある。				
引き続き、各府省等における行政機関における法令適用事前確認手続の適正かつ円滑な運用を確保していくため、各府省における同手続の実施状況をフォローアップするとともに、同手続の周知活動を続けていく必要がある。		予	制	事	
本施策に関する専門家の意見等					
本施策に関する主な資料		「行政手続法の施行状況に関する調査結果―国の行政機関―」(平成18年5月総務省行政管理局) 「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続の実施状況」(平成17年9月総務省行政管理局) 「行政機関による法令適用事前確認手続(日本版ノーアクションレター制度)の実施状況調査の結果(平成16年度)」(平成17年6月総務省行政管理局)			